

序章 計画の概要

1. 緑の基本計画の目的
2. 計画の位置づけと計画期間
3. 計画の改定の背景
4. 計画の構成

1. 緑の基本計画の目的

(1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に規定されている法定計画で、緑の保全や公園整備、市街地の緑化など、町の緑全般のあるべき姿と実現に向けた施策を示し、住民や事業者と行政が一体となって緑地の保全及び緑化を計画的かつ効果的に推進していくための指針となるものです。

(2) 緑の基本計画の目的

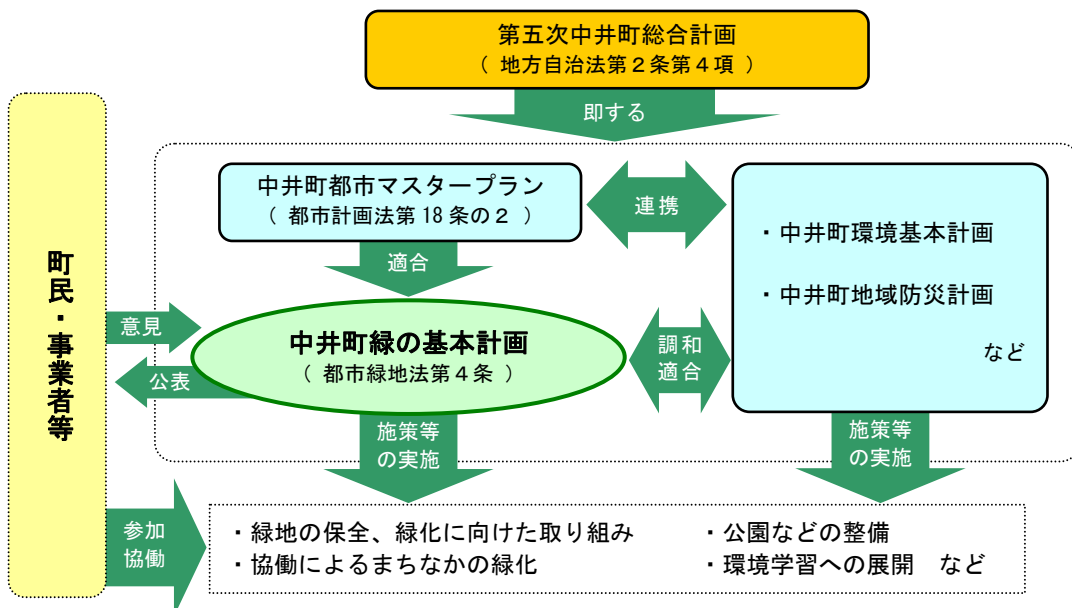
- ① 本町における緑の将来のあるべき姿を明らかにし、町民や事業者と行政が一体となって緑の将来像を実現していく。
- ② 里山や社寺林など、本町の資産ともいえる良好な緑を明らかにし、保全・活用などの様々な取り組みを実施することで、良好な緑を後世に引き継いでいく。
- ③ 公園・緑地の計画的な配置と、利用促進に向けた機能の充実・拡充を図るための方針を示す。
- ④ 重点的に緑化の推進を図るべき地区を定め、公園・緑地などの整備や市街地内の緑化を重点的に進め、今後の緑のまちづくりのモデルとする。

2. 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

都市緑地法第4条に基づく「緑の基本計画」は、地方自治法第2条第4項に基づく「第五次中井町総合計画」及び都市計画法第18条の2に基づく「中井町都市マスタープラン」に即するとともに、「中井町環境基本計画」や「中井町地域防災計画」などと連携した計画にする必要があります。

◆ 緑の基本計画の位置づけ ◆



(2) 計画の目標年次と計画対象区域

本計画の目標年次は、平成42年（2030年）とします。

また、計画の対象区域は、本町の都市計画区域（＝行政区域全域）とします。

計画の目標年次：平成42年（2030年）

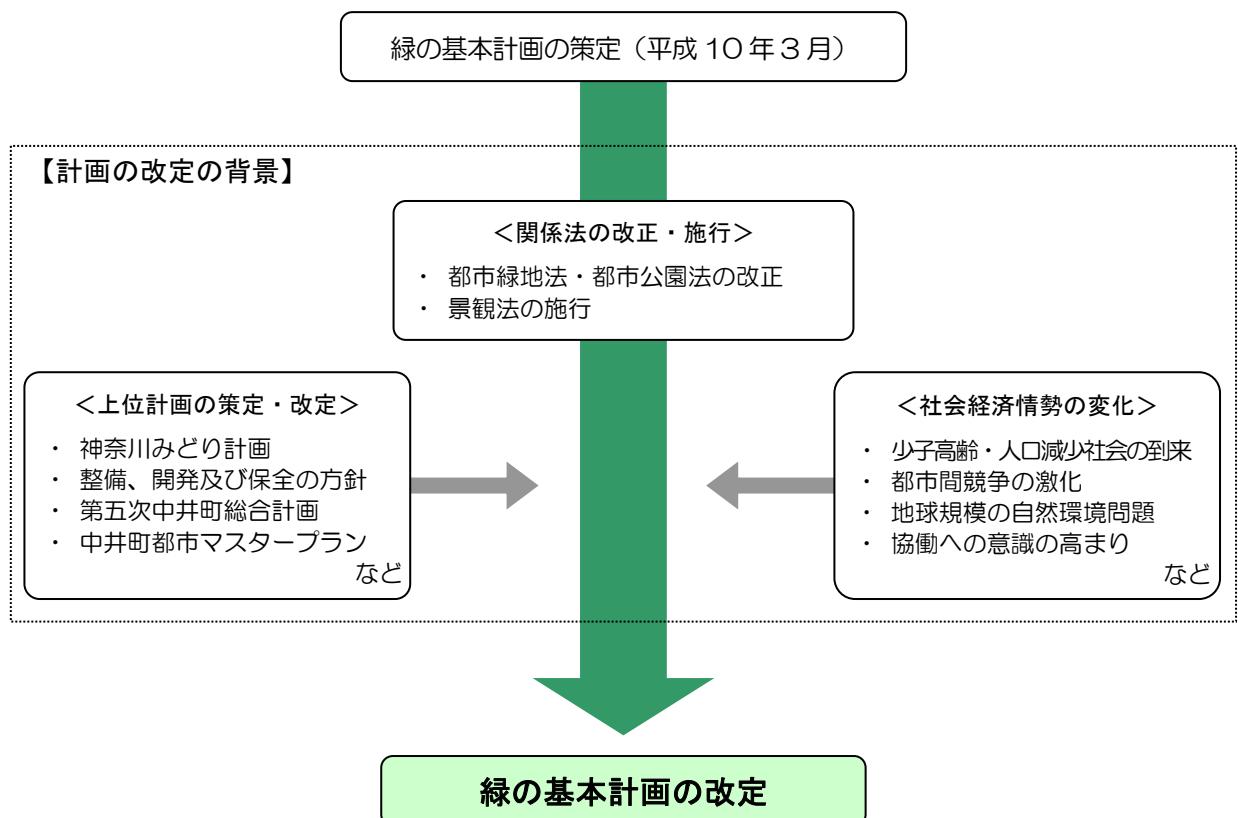
計画対象区域：都市計画区域（＝行政区域全域）

3. 計画の改定の背景

次のような背景を踏まえ、これまでの「緑の基本計画」における施策の進展状況などを総合的に考慮し、「中井町緑の基本計画」を改定します。

- ◇ 前計画の策定から10年以上が経過し、その間、少子高齢化や人口減少社会の到来、地球規模の自然環境問題など、社会経済情勢は大きく変化している。
- ◇ 前計画の策定後、「緑の基本計画」の根拠法令である都市緑地法や都市公園法の改正、景観法が施行され、新たな制度が追加されている。
- ◇ 「中井町都市マスタープラン」をはじめとする上位・関連計画が改定されており、それらと整合を図る必要がある。

◆ 計画の改定の背景 ◆



4. 計画の構成

計画の構成は次のとおりです。

